

国土交通省中建審第1号
令和7年12月2日

公共発注者の長 殿
建設業団体の長 殿
民間発注者団体の長 殿

中央建設業審議会会長 大久保哲夫

労務費に関する基準の実施について

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）によって、中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされました。

このため、中央建設業審議会では、令和6年9月に労務費の基準に関するワーキンググループを設置し、令和7年10月の第11回ワーキンググループにて、労務費に関する基準案をとりまとめました。

この労務費に関する基準案について中央建設業審議会で審議を行った結果、別紙のとおり基準を作成することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

以上

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

- ▶ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**
 - ▶ 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
 - ▶ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もる**こと、また、**注文者がそれを尊重する**ことが必要。
- ※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性には変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

対象工事					「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様	
工事の種類	●●工事					
標準的な規格・仕様	□□□					
条件	××の種類	×××				
	△△の種類	△△△				
労務費の基準値(例)		1,754(円/m ²)(例)				
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)	算出根拠 (内訳)	
	●●工	0.05	30,000	1,500.00		
	■作業員	0.01	25,400	254.00		
	合計			1,754.00		
設計労務単価：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による 労務歩掛：◇◇◇◇◇による （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの） 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。						
【代表的な歩掛の作業内容】 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業						
【条件】 ・条件は以下の通り。 ××の種類：××× △△の種類：△△△ ・◆◆◆が必要な場合は別途計上する。						
【留意点】 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。 ……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする						
なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。						

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工 及び現場組立、コンクリート打設時 における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m 程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工 及び組立、コンクリート打設時の合 番、型枠点検及び保守、型枠の取 外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上 軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、13職種分野99工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中20業種に対応）

職種別意見交換会の実施状況

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで計25の職種別意見交換会を実施。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- 令和7年12月までに、**13職種分野99工種(作業)**について、国土交通省において「労務費の基準値」を公表。(建設業許可業種全29業種中15業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順
※2引き続き調整中の基準値を含む

凡例 ○ : 基準値として公表 (令和7年12月時点) ● : 調整中

(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき	●	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会		
型枠	○	日本型枠工事業協会		解体	●	全国解体工事業団体連合会
鉄筋	○	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会		鉄骨	●	鉄骨建設業協会
住宅分野	○	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会		トンネル	●	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官	○	日本左官業組合連合会		防水	●	全国防水工事業協会
電工※2	○	全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、 日本電設工業協会		潜かん	○	日本圧気技術協会
塗装	●	日本塗装工業会		さく岩	●	日本発破・破砕協会
とび	○	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会		切断穿孔	○	ダイヤモンド工事業協同組合
内装	●	全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会		タイル・ サッシ・ ガラス	●	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生※2	○	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会		エクステリア	●	日本エクステリア建設業協会
土工※2	○	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会		橋梁	○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
				警備	○	全国警備業協会
				造園	○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
				上下水道	●	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
				土間	●	日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会